札幌市住区整備基本計画

札幌市では、昭和30年代後半から人口集中が著しくなり、無秩序な市街化が進んだことによって、公共施設の不足や住環境の悪化が社会問題となりました。

これらに対処するため、昭和48年(1973年)に「札幌市住区整備基本計画」(住区計画)を策定し、地域特性に応じた公共施設の配置を図り、魅力的なまちづくりを進めてきています。

住区と公共施設の配置の考え方

住んでいる人が徒歩で行動できる範囲として、1km四方(100ha)程度を目安に1つの単位(住区)を設定し、その中に道路・学校・公園を適切に配置して整備を行っています。

小学校は1住区に1校、中学校は2住区に1校、公園は近隣公園が1住区に1カ所、地区公園は4住区に1カ所を標準としています。

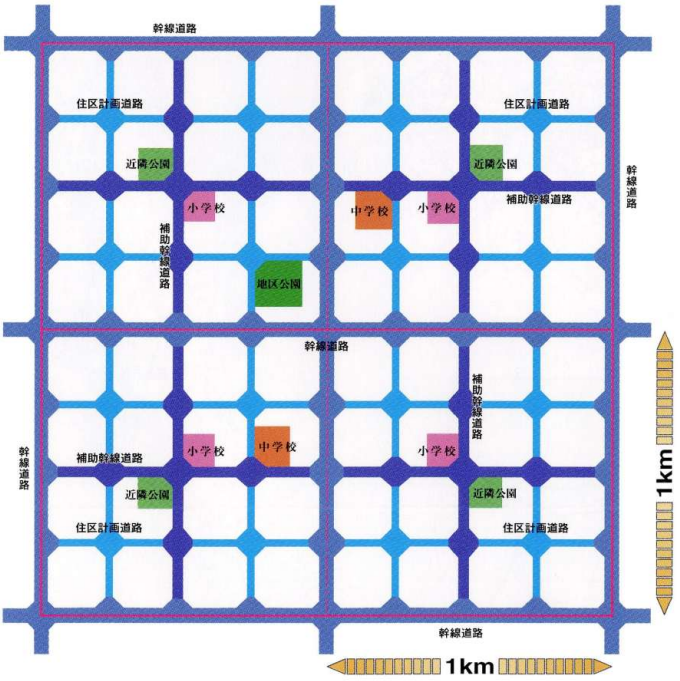

市道計画（住区計画道路）の進め方

札幌市では、道路の拡幅計画である「市道計画」を住区計画の策定以前から策定しており、住区計画道路と合わせて「市道計画」と総称し、同様の整備方法で計画を進めています。

開発行為の場合

「札幌市宅地開発要綱」に基づき、市道計画に沿った事業計画としていただいています。

開発行為に該当しない場合（建築行為など）

市道計画が策定されている土地をお持ちの方から土地の寄付にご協力いただき、札幌市が道路を整備します。

建物を建築される際に、道路計画線の位置を建築主の方にお知らせし、建築物が道路計画線にかからないような配置としていただくようお願いしています。

また、面積1,000㎡以上の敷地で建築を行う際に、敷地に市道計画がある場合または幅員8m未満の狭小道路に面する場合は、「大規模共同住宅等の建築に係る道路整備の指導取扱要領」に基づいて、札幌市と事前に協議を行っていただくようお願いしています。

SAPPORO

さっぽろ市
02-B03-25-1073
R7-2-809

市道計画（住区計画道路）の確認方法

札幌市地図情報サービスでの確認

「札幌市地図情報サービス」は、札幌市が保有する、都市計画情報、防災情報、その他の土地利用規制等に関する地図情報を、インターネットを通じて提供するもので、インターネット環境があればどなたでも閲覧することができます。

市道計画については土地の寄付をお願いしている未完了区間のみ掲載しており、計画線の位置や計画幅員、土地へのくい込み幅などの詳細については、窓口にお問い合わせください。

札幌市地図情報サービス

https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html

札幌市地図情報サービスの掲載イメージ

窓口での確認

札幌市役所の窓口では、完了区間を含む市道計画の有無や未完了区間の詳細（計画線の位置や計画幅員、土地へのくい込み幅など）について、ご確認いただけます。

また、計画の位置図や詳細図（未完了区間のみ）のお渡しも可能です（照会用紙のご記入が必要となります）。

窓口・お問い合わせ

札幌市　まちづくり政策局　都市計画部　都市計画課

☎　０１１－２１１－２５０６

〒０６０－８６１１　札幌市中央区北１条西２丁目　市役所本庁舎５階

Q　都市計画道路とは違いますか？

市道計画は都市計画法による位置づけはありませんので、都市計画法に基づき位置や区域を定める都市計画道路とは異なります。

Q　いつ整備されますか？

整備時期は決まっておらず、土地をお持ちの方に土地の寄付をお願いし、路線として一定程度のご協力をいただけた段階で整備を進めております。

Q　土地の寄付などに応じなかった場合の制限はありますか？

市道計画に基づき、土地の寄付や建築物の配置の配慮をお願いしていますが、それらに応じていただけない場合であっても制限はありません。

Q　土地を寄付したら、すぐに道路整備をしてもらえますか？

土地の寄付受理に係る手続きや道路整備には時間を要します。土地の寄付をご検討いただける場合は、上記窓口までお問い合わせください。